○上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程

令和５年４月１日訓令第６号

上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号）及び上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和５年上尾伊奈資源循環組合規則第１０号）に基づき、職員の勤務時間及び休憩時間を定めるものとする。

（勤務時間）

第２条　職員の勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の勤務時間は、当該承認を受けた時間とする。

３　第１項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、地方公務員法第２２条の４第１項本文又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員の勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までの範囲内で別に定める。

（休憩時間）

第３条　職員の休憩時間は、午後零時から午後１時までとする。ただし、職務の都合によりこの時間に休憩時間を割り振ることができないときにあっては、上尾伊奈資源循環組合職員服務規程（令和５年上尾伊奈資源循環組合訓令第９号）第２条に規定する所属長が別に割り振るものとする。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。